

学校法人明治学院コンプライアンス推進規程

2025年 3月28日 定期理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明治学院（以下「学院」という。）およびその設置する学校におけるコンプライアンスを推進するために必要な事項を定めることにより、学院の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に資することを目的とする。

2 学院は、理事会が定める[内部統制システム整備の基本方針](#)の下で、内部統制システムの一環として、この規程に基づいてコンプライアンスを推進するものとする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) コンプライアンス 役職員が関係法令や学内規程等を遵守するとともに、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、教育研究に携わる者としての高い倫理観と社会的良識をもって行動すること
- (2) 関係法令 法律、法律に基づく政令および省令ならびに行政機関が定める告示、指針、通知、通達、基準およびガイドライン
- (3) 学内規程等 寄附行為、規程、規則、細則、内規、要綱、マニュアルその他の名称を問わず、学院が文書により定めた規範
- (4) 役職員 理事および教職員（派遣契約、業務委託契約その他の契約に基づき学院の業務に従事する者を含む。）
- (5) 学院等 学院における法人部門および設置する各学校
- (6) 部局等 大学の学部（教養教育センターを含む）および研究科、研究所、法人部門および大学事務局に置かれる事務部署、中学校および各高等学校

(理事長の責務)

第3条 理事長は、学院等においてコンプライアンスの推進が図られるよう、役職員等に対し啓発、研修を実施するとともに、コンプライアンスの推進のための体制を整備し、その他必要な措置を講じなければならない。

(役職員等の責務)

第4条 業務を執行する理事は、理事長を補佐してその分掌する職務についてコンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

- 2 役職員は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、教育研究の発展に寄与するために、コンプライアンスに適合した職務の遂行に努めなければならない。
- 3 役職員は、職務の遂行にあたって、学生生徒その他の関係者に対して業務の説明を十分に行い、コンプライアンスについて理解と協力を得るよう努めなければならない。

(コンプライアンス推進体制)

第5条 理事長は、コンプライアンス最高責任者（以下「最高責任者」という。）として、学院等におけるコンプライアンス推進を総括する。

- 2 総務理事は、コンプライアンス統括責任者（以下「統括責任者」という。）として、コンプライアンス推進に関する業務を統括する。
- 3 学院等におけるコンプライアンスの推進を図るため、次の各号に掲げる者をコンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）とする。

- (1) 学院長
- (2) 学長
- (3) 高等学校長
- (4) 中学校・東村山高等学校長
- (5) 総務理事
- (6) 財務理事

- 4 推進責任者は、自己の管理監督する部局等あるいはそれぞれの分掌において、コンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じるものとする。

(コンプライアンス違反事案の報告)

第6条 役職員等は、コンプライアンス違反事案またはその疑いがある事案（以下「コンプライアンス

違反等」という。)を把握した場合には、速やかに所属する部局等の推進責任者への報告を行うものとする。

2 前項の報告を行う者は、客観的かつ合理的な根拠をもって報告するように努めなければならない。また、誹謗中傷その他不正な目的で報告してはならない。

3 推進責任者は、第1項の報告を受けた場合で、コンプライアンス違反等であると認めるときもしくは自らコンプライアンス違反等であることを把握したときは、速やかに統括責任者に報告するものとする。

4 推進責任者は、当該報告に係る事実確認を行うものとする。

5 推進責任者は、前項の事実確認の結果を速やかに統括責任者に報告する。

6 前項の報告を受けた統括責任者は、当該事案が重要なコンプライアンス違反等にあたると判断したときは、最高責任者へ報告するものとする。

(内部通報)

第7条 役職員等は、前条の報告に代えて「[学校法人明治学院公益通報に関する規程](#)」に定める通報窓口または当該コンプライアンス違反等に関係する通報窓口に通報を行うことができる。

2 前項の通報は、誹謗中傷その他不正な目的で行ってはならない。

(是正措置)

第8条 最高責任者は、第6条第6項の報告を受けたときは、統括責任者と協議の上、当該事案について調査を実施する。

2 前項の調査は、最高責任者が指名する理事もしくは教職員または学外の弁護士等に担当させることができる。

3 調査を担当する者は、速やかに調査を行い、調査結果を統括責任者に報告しなければならない。

4 統括責任者は、前項の調査結果に基づいて必要な措置を検討したうえで、最高責任者に対し、調査結果を報告するとともに、学院がとるべき措置を提言するものとする。

5 前項の報告を受けた最高責任者は、是正措置および再発防止措置を講じるとともに、理事会および所轄庁への報告、公表等必要な措置を講じるものとする。

6 最高責任者または統括責任者に関わる事案が調査対象であるときは、理事会が指名する理事が、その職務を代行する。

(名誉およびプライバシー等への配慮)

第9条 コンプライアンス違反の調査に際しては、調査対象者その他の関係者の名誉、プライバシーその他の権利が侵害されないように配慮しなければならない。

(懲戒等)

第10条 コンプライアンス違反が役職員に係るものであるときは、[学校法人明治学院寄附行為](#)、[学校法人明治学院就業規則](#)等に基づいて、解任、懲戒その他必要な措置を講じるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 役職員に対して、第6条第1項の報告をしたこと、コンプライアンス違反の調査に協力したことを理由に、解雇、降格、懲戒その他不利益な取扱いをしてはならない。ただし、故意に第6条第2項に違反した場合は、この限りではない。

(監査の実施)

第12条 内部監査室は、教職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会に報告する。

2 理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図るものとする。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、総務部が行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

1 この規程は、2025年4月1日から施行する。